

広島県立病院機構給食業務委託仕様書

1 業務の目的

病院給食業務の受託者（以下「乙」という。）は、「入院時食事療養の実施上の留意事項について」（厚生労働省保険局医療課長通知）を踏まえ、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（厚生労働省医療安全局長通知）に基づいた衛生管理、患者の病態等に適した栄養及び嗜好性・安全で安心な食事管理を有する給食業務を行うものとする。

2 遵守事項

乙は、業務の実施に当たり、関係法令・当院関連マニュアル等及び別記「標準作業書」に基づき次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 当院（以下「甲」という。）が行う指示に誠意を持って従うこと。
- (2) 常に業務を円滑に実施するための研究努力を行うこと。
- (3) 常に調理技術の研鑽に努めること。
- (4) 業務遂行に際し、常に光熱水費のコスト低減及び環境への負荷の低減に努めること。
- (5) 衛生管理に努めること。
- (6) 医療安全管理及び事故防止に努めること。
- (7) 災害や事故に対応すること。
- (8) 業務上知り得た甲の情報及び甲の患者又は職員に関する個人情報を他に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。
- (9) 電子カルテシステムの利用者 I D・パスワードは関係規程に従い適正に管理すること。
- (10) 代行保証を確保するため、公益社団法人日本メディカル給食協会に加盟すること。
- (11) 乙は履行期間中、新病院の設置運営を見据えて円滑な運営体制の構築及び業務改善に向けた協力を、甲と協議の上誠意をもって実施すること。

3 業務内容

業務内容は給食に係る業務全般とし、別紙 1「業務分担表」に基づき実施することとし、必要に応じ甲の承認を受けるものとする。

- ア 食事管理（電子カルテおよび栄養管理システムの食事に関わる業務を含む）
- イ 献立の作成
- ウ 予定献立に基づく調理加工・盛り付け
- エ 食数及び食事箋に関わる業務（電子カルテから栄養管理システムへの情報の受信及び出力等の業務を含む）
- オ 給食材料の発注・調達・検収・保管・在庫管理・出納と記録
- カ 食事の配膳及び下膳
- キ 給茶作業（広島病院は朝のみ、安芸津病院は朝昼夕 3 食、二葉の里病院はなし。ただし、業務調整の結果、給茶業務は廃止になる可能性有り）
- ク 食器、調理器具等の洗浄・消毒・保管・管理・記録
- ケ 残飯・残食器等・食札の回収
- コ 配膳車・下膳車の保守・管理
- サ 給食施設及びこれに付随する施設の清掃（消毒含む）・管理

- シ 調乳業務（母乳調整含む）及びその回収・配膳・清掃等（広島病院のみ）
- ス 残食や嗜好等の調査及びその結果に基づく改善
- セ チーム医療（NST・PFM・周術期管理センター等）への協力（広島病院のみ）
- ソ 甲で作製する各種マニュアルへの作成協力
- タ 食物アレルギー等の確認（患者への聞き取り含む）患者への聞き取りは二葉の里病院を除く
- チ 職員や病院の実習生に対する教育及び教育計画の作成
- ツ 患者外給食作業（広島病院のみ）
- テ 病院業務（5S、TQM等）への参加

4 業務実施体制

(1) 人員体制

乙は、委託業務を行うため、次の人員を確保して業務にあたること。なお、業務責任者及び調理責任者の選任に当たっては、甲の了承を得ること。

ア 業務責任者等

区分	業務内容	要件	標準体制		
			広島病院	二葉の里病院	安芸津病院
業務責任者	○委託業務全般の管理業務従事者に対する指導監督 ○定期的な点検と実施の報告 ○甲との協議	○継続して3年以上病院給食業務に携わった管理栄養士 （安芸津病院は栄養士でも可） ○一般財団法人医療関連サービス振興会が行う患者給食受託責任者資格認定講習の修了者 ○自らが現場において給食業務（管理・指導を除く）に従事しないこと ○不在の時には代理を立てること	1名 （常勤）	1名 （常勤）	1名 （常勤）
調理責任者	○調理全般の責任者	○継続して広島病院・安芸津病院は3年以上、二葉の里病院は2年以上調理業務に携わった者 ○調理に関する高い能力を備えている調理師 ○不在の時には代理を立てること	1名 （常勤）	1名 （常勤）	1名

業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって甲に通知する。

なお、変更があった場合も同様とする。

- ・氏名 ・ 生年月日 ・ 住所 ・ 業務に関する資格者証(写)
- ・受注者との雇用関係を証明する書類 ・ 一般財団法人医療関連サービス振興会が行う患者給食受託責任者資格認定講習会の修了証（有効期間内のもの）の写し

イ 業務従事者（業務責任者及び調理責任者は含まない。）

業務を円滑に実施できるよう必要相当数の人員を配置すること。

区分	業務内容	標準体制・要件		
		広島病院	二葉の里病院	安芸津病院
管理 栄養士	○患者情報確認（食事オーダー・アレルギー）、病棟対応（食事オーダーに関する問い合わせ）、現場への帳票指示、配膳等のチェック、献立作成・食数管理・発注業務・調理管理等	6名以上 （常勤） ○うち1人は継続して3年以上病院給食業務に携わった経験がある業務副責任者とする ○うち3人は継続して1年以上病院給食業務に携わった者	必要人数 ○要件特になし	2名以上 （うち1名以上は常勤） ○うち1人は継続して3年以上病院給食業務に携わった者とし、業務副責任者とする ○業務責任者含め、うち1人は常勤管理栄養士とする
栄養士	○現場への帳票指示、配膳等のチェック、献立作成・食数管理・発注業務・調理管理等	3名以上 （常勤） ○うち1人は継続して1年以上病院給食業務に携わった者	必要人数 ○要件特になし	
調理師	○調理業務及びそれに付随する業務	6名以上 （常勤） ○継続して6ヶ月以上病院給食業務に携わったことのある者 ○うち1人は調理副責任者とする	必要人数 ○要件特になし	1名以上 ○うち1人は調理副責任者とする
調理員	○調理業務及びそれに付随する業務	必要人数 ○要件特になし	必要人数 ○要件特になし	必要人数 ○要件特になし
調乳 作業員	○調乳業務及びそれに付随する業務	必要人数 ○要件特になし	—	—

ウ 従事者名簿作成及び必要書類の提出

本業務の実施に先立ち、業務従事者に関する次の事項について、従事者名簿を作成し必要書類を添付して甲に通知すること。なお、業務従事者に変更があった場合も同様とする。

- ・氏名 ・生年月日 ・住所
- ・要件を証明する書類

エ その他

- ・業務責任者以外で、勤務時間内に病棟訪問や病棟からの問い合わせに常時対応できる管理栄養士を配置すること。（二葉の里病院は病棟訪問を行わない。安芸津病院は栄養士でも可）
- ・代替要員を用いる場合は、上記アからウを準用する。
- ・乙は、給食業務改善のため必要に応じワーキンググループを設置し、リーダー・ワーキングメンバー・取組内容等を定め、甲の許可を得ること。
- ・感染症に対する就業制限は、甲の院内規程に準ずること。
- ・従業員に対し健康診断を年1回以上実施し、その結果を甲に報告すること。

（2）業務実施時間等

- ア 業務実施時間は原則として広島病院及び二葉の里病院は午前5時00分から午後8時30分までとし、安芸津病院は午前5時30分から午後8時00分までとする。
- イ この仕様に定める業務を遂行するため、アで定める業務実施時間以外の勤務を行う場合は、乙の負担によりこれを行うものとする。
- ウ 乙の都合により、アで定める業務実施時間以外に業務を行なう必要がある場合は、事前に甲の承認を得て行うものとする。

（3）給食数等

給食数の内容は、概ね別紙5「食種別実施食数」のとおりである。

注入食の内容は、概ね別紙6「注入食年間実績」及び別紙7「注入食使用実績表」のとおりである。（広島病院）

5 栄養管理業務

（1）食事管理

ア 献立の作成

乙は、甲が作成する関係規程に基づき、令和9年4月1日から開始する新食種区分に対応した献立（一般食・特別食・行事食・広島病院のみ産科祝膳・個人献立対応食等）を甲が指定するサイクル数（令和9年4月1日時点では、広島病院及び二葉の里病院は15サイクル、安芸津病院は28サイクル）で作成し、甲の承認を受けること。サイクル数については、業務運営上の必要に応じて、甲乙協議のうえ変更できるものとする。なお、献立の作成に当たっては、原則として甲の有するシステムで作成し保存すること。また、献立は完全調理済食品を有効活用し、調理工程の効率化及び品質の均一化を図りつつ、常に患者サービスの向上を念頭において作成すること。

イ 検食の実施

乙は甲の指示に従い検食を準備すること。検食簿の内容の確認を行い、献立作成等の業務に反映させること。

ウ 関係諸帳票の作成

乙は、委託に関する帳票（別紙3「提出帳票類」）の作成・整理・報告・保管を行なうほか、甲が官公庁等に提出する書類の作成の補助をするものとする。

(2) 食数管理

乙は、標準作業書に基づき、食数把握業務を行うこと。締め切り時間後の食事追加・変更・絶食等については、できる限り対応すること。

(3) 材料管理

乙は、標準作業書に基づき、安全・衛生・経済面を考慮し、給食材料の調達を行うこと。また、給食材料費は、月毎に、当該月の給食材料調達状況について甲に報告し、承認を得ること。

なお、仕入れ価格の報告にあたっては、購入に要した金額を明確に判断できる資料を提出すること。

(4) 調理管理

乙は、標準作業書に基づき、調理作業・盛り付け・配膳作業・下膳作業・食器洗浄作業・消毒作業及び保管作業を行うこと。

(5) 患者サービスの向上

乙は、患者サービスの向上に資するため、標準作業書に基づき個人対応食・行事食等の食事を提供すること。病棟から患者訪問依頼があった場合、甲に同行して患者訪問を行うこと。なお、患者訪問を行う者は、臨床栄養学の知識を有する管理栄養士であること。(患者訪問は広島病院のみ)

(6) 安全管理

乙は、適正に食事を提供するため、標準作業書に基づきチェック体制の強化を図ることとし、甲が策定した関係規程に添って対処・報告すること。

6 衛生管理

給食衛生管理は、医療法及び同法施行規則の基準並びに食品衛生法に定める基準以上のものとし、厚生労働省が作成した「大量調理施設衛生管理マニュアル」(厚生労働省医療安全局長通知)を遵守し、事故が起らないよう万全の配慮をすること。その他の事項については、別記「標準作業書」に準ずること。

7 施設等の利用及び維持管理

(1) 甲は、乙に対し、業務上必要な施設の使用を許可するとともに、別紙4「貸与器具備品リスト表」のとおり器具備品を無償で貸与するものとする。

(2) 乙は、前号により使用する施設及び器具備品を善良なる管理者の注意義務をもって維持管理し、乙の故意又は過失によるときは、その修理費用は乙の負担とする。

(3) 故障等の原因が、甲の故意又は過失によるときの修理費用は甲の負担とする。

(4) 故障等の原因が、天災その他第2号及び前号以外の事由によるときは、甲と乙が協議の上、負担区分を決定するものとする。

(5) 施設内の駐車場は利用不可とする。(ただし、安芸津病院は職員駐車場を使用する場合は、事前に甲の指定する書類を提出し承認を得ること。また、作業上止むを得ず駐車する必要がある場合は、別途協議を行うこと。)

8 経費の負担

業務の実施に要する経費の甲又は乙の負担は、別紙2「経費負担区分」のとおりとする。

9 業務管理

- (1) 乙は、日報及び月報を作成し、甲に提出すること。
- (2) 乙は、毎月勤務表及び業務分担表を作成し、甲に提出すること。また、これらを変更する場合は甲に報告し、承諾を得ること。
- (3) 乙は、関係官公庁が行う調査に協力するとともに、甲又は関係官公庁から指示指導を受けた内容については、速やかに改善すること。
- (4) 乙の従事者が、業務遂行上不適切と認められる場合は、甲は乙に対して従事者の交替等を求めることができる。
- (5) 業務改善の実施
 - ア 甲が指定する委員会及び関係会議に参加すること。
 - イ 会議での連絡事項は周知徹底させ、改善事項については速やかに改善すること。
 - ウ 給食内容等について、定期的に協議すること。
- (6) その他の事項については、別記「標準作業書」に準ずること。

10 病院業務への協力

- (1) 乙は、栄養指導及び患者支援事業等について甲からの要請があった場合、乙の従事者の中から適任者を選考し、食材発注や調理等を行うこと。
- (2) 乙は、甲からの要請があった場合、職員や見学者等に対する食事提供を行うこと。
- (3) 病院業務の協力として調理を行う場合、患者給食とは区分して調理するものとし、関係規程（大量調理施設衛生管理マニュアル等）に準じた衛生管理を行うこと。
- (4) 栄養指導や患者支援事業等の調理に要した食材費については、甲が負担するものとする。
- (5) 甲からの要請に基づき、見学者等への食事提供を行った場合、要した費用は、甲又は喫食者が負担するものとする。
- (6) 乙は、甲からの要請があった場合、研究調査（ニュークックチルなどの新たな取り組み等）に協力するものとする。
- (7) 乙は、本契約期間中、給食事業の運営改善に資する検討を行い、甲の求めに応じて報告書等の資料を随時提出するものとし、業務内容については別記「特記仕様書」によるものとする。また、本検討に係る経費の負担については、別途協議を行うこととする。
- (8) 移転を含む新病院に関する協議、それに関する必要書類の提出や報告を甲より求められた場合は、乙は積極的に協力すること。
- (9) その他の事項については、別記「標準作業書」に準ずること。

11 監督官庁の監査・指導等への対応

乙は、医療監視その他の立入り検査・指導等が実施される場合、関係する帳票並びに提出を求められている帳票等を整備し、甲に協力するものとする。

12 病院側の環境変更等に伴う対応

医療情報システムの更新及びその他システム等の変更が発生した場合は、乙は、これに協力するものとする。

13 業務引継ぎ

乙は、契約締結後は早急に業務責任者を選定し、甲へ派遣して甲の職員との協議及び現受託業者との引き継ぎ等、業務開始に向けての準備作業に取り掛かること。なお、これに要する費用は、乙の負担とする。

委託期間が終了したときは、甲の入院患者に対する食事療養の提供に影響がないよう、甲が指定する新受託者と円滑に業務の引継ぎを行うものとする。

14 危機管理・対応

(1) 緊急時の対応

乙は、食中毒やその状況と同等のことが発生した場合、各病院の関係規定等に基づき対処すること。

(2) インシデント・アクシデント

ア 乙は、患者の安全を最優先の措置をとるとともに、直ちに甲の定めるマニュアルに準じ対応すること。

イ 乙は、再発防止に資するよう、当該事例の発生要因・分析・再発防止策立案等を行い、その内容を甲に対して報告するとともに、学習会等を開催して現場職員に周知すること。

ウ 乙の過失により、患者及びその他の者に不利益が生じる影響を与えた場合、又は与えた可能性が否定できない場合、被害者の治療費等は、乙の負担とする。

(3) 感染症

ア 乙は、甲の施設に即した感染症対策マニュアルを作成し、甲に提出し、許可を得ること。なお、甲の許可が得られない場合は、改正を行うこと。

イ 乙は、甲の定めるマニュアルに準じ、常時感染症予防や感染拡大防止対策を図るとともに、学習会等を開催する等して現場職員へ周知すること。また乙は甲が学習会の実績等の閲覧を求めた場合には、速やかに提出すること。

ウ その他、甲の定めるマニュアルに準じ、対策・対応を行うこと。

(4) 食中毒

ア 乙は、甲の施設に即した食中毒対応マニュアルを作成し、甲に提出し、許可を得ること。なお、甲の許可が得られない場合は、修正等を行うこと。

イ その他、甲の定めるマニュアルに準じ、対策・対応を行うこと。

(5) 災害

ア 災害発生時は、甲の指示に従うこと。

イ 乙は、災害やその状況と同等の事案が発生した場合、各病院の関係規定に準じて対処すること。

ウ 非常食は、別紙8「非常食献立表」により、二葉の里病院は甲が管理し、広島病院・安芸津病院は乙が管理している備蓄品を利用すること。

エ 甲から依頼があった場合、病院が実施する防災訓練に協力すること。

オ 災害発生時には、早急に甲に対し対応策を示すとともに、早期の給食提供開始に努めること。

15 患者外給食（広島病院のみ）

乙は、甲が患者以外への食事提供を求めた場合、入院患者給食と区別して、対象者へ食事を提供すること。

16 その他

この仕様書に記載されていない事項については、甲と乙が誠意を持って協議し、決定する。